

令和8年2月26日付東屋デ健発第15号にかかる組合規約一部変更の認可が令和8年3月24日にあったので、健康保険法施行令第3条2項の規定により公告します。

令和8年3月26日

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合  
理事長 大西 俊太

記

当組合規約の一部を次のとおり変更する。

第41条（保険料額及び調整保険料額の負担）、第44条（予備費の費途）、第45条（準備金の保有方法）を次のとおり改め、附則第17条を追記する。

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合規約

第1条～第40条 （略）

（保険料額及び調整保険料額の負担割合）

第41条 一般保険料等額、介護保険料額及び調整保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。

（予備費の費途）

第44条

1～2 （略）

3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

（1）子ども・子育て支援納付金

（2）還付金

（準備金の保有方法）

第45条 （略）

2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。

第46条～第62条 （略）

附 則

第1条～第16条 （略）

（施行期日）

第17条 第41条、第44条第3項及び第45条第2項の規定は、令和8年4月1日から施行する。